

ヨルダン滞在手続

必要書類を手続き先にご確認の上、手続きを行ってください。

現在ヨルダンに滞在されている方は、滞在許可期間が満了する前に滞在の更新手続きを行ってください。

許可期間	手続先	必要書類
1. 1ヶ月	・ 空港または国境 手数料 無料	・ パスポート 延長される場合は、1ヶ月以内に最寄りの警察に出向いて、延長手続きをしてください。
2. 上記1の後の2ヶ月間	・ 居住地最寄りの警察 手数料 無料 指紋採取あり	・ パスポート ・ 住居の賃貸契約書 (ホテルに滞在している場合はホテルからの宿泊証明書) ・ 保証人がヨルダン人の場合は保証人のIDとコピー1部、 保証人が外国人の場合は保証人のパスポートとコピー1部
3. 上記2の後の3ヶ月間	1. 居住地最寄りの警察 (居住地を変更した場合のみ) 2. BORDERS & RESIDENCE DEPARTMENT TEL 06-550-5360 所要日数 2週間 手数料 1JD 3. DIRECTORATE OF CHEST DISEASE AND HEALTH FOREIGNER (血液検査のため) TEL 06-552-0177 手数料 85JD	1. 警察に提示する書類 ・ パスポート ・ 住居の賃貸契約書 (ホテルに滞在している場合はホテルからの宿泊証明書) ・ 保証人がヨルダン人の場合は保証人のIDとコピー1部、 保証人が外国人の場合は保証人のパスポートとコピー1部 2. BORDERS & RESIDENCE DEPARTMENTに提示する書類 ・ パスポート及びコピー1部(写真の頁) 左記の詳細については、下記をクリックしてください。[リンク先につながります。] https://www.jordan.emb-japan.go.jp/files/000476984.pdf

<p>4. 入国後, 6ヶ月以上滞在する場合</p>	<p>就労目的の場合, 以下の1~4の手続きが必要です。 就労目的ではない場合, 以下の1, 2, 4の手続きが必要です。</p> <p>1. MINISTRY OF INTERIOR TEL 06-569-1141 (犯罪歴や刑罰の確認のため)</p> <p>2. DIRECTORATE OF CHEST DISEASE AND HEALTH FOREIGNER (血液検査のため) TEL 06-552-0177</p> <p>3. MINISTRY OF LABOR (就労目的の場合) TEL 06-580-2666 (労働許可証取得のため)</p> <p>4. BORDERS & RESIDENCE DEPARTMENT (居住許可証取得のため)</p>	<p>6ヶ月以上滞在する場合は、居住許可証の取得が必要になりますが、就労目的の場合はこれに加えて労働許可証が必要になります。通常保証人が左記手続きを行います。</p> <p>左記の詳細については、下記をクリックしてください。[リンク先につながります。]</p> <p>https://www.jordan.emb-japan.go.jp/files/000476984.pdf</p> <p>左記の場所については、下記をクリックしてください。[リンク先につながります。]</p> <p>https://www.jordan.emb-japan.go.jp/files/000363380.pdf</p> <p>滞在目的に応じて BORDERS & RESIDENCE DEPARTMENT に提出する必要書類が異なりますので、詳細は下記ホームページを参照してください。</p> <p>https://www.psd.gov.jo/index.php/en/2016-08-28-11-48-13/the-issuance-of-a-temporary-residence-for-the-first-time-non-restricted-nationalities</p> <p>ホームページの画面左側にある [Services and procedures] から滞在目的を選択してください。</p> <p>手数料 滞在目的に応じて異なります。</p>
----------------------------	--	--